

八千代市保育園等利用基準

令和8年10月入園より適用

保護者の状況		指数
就労	月に160時間以上労働することを常態とする場合	20
	月に140時間以上160時間未満労働することを常態とする場合	18
	月に120時間以上140時間未満労働することを常態とする場合	16
	月に100時間以上120時間未満労働することを常態とする場合	14
	月に80時間以上100時間未満労働することを常態とする場合	12
	月に64時間以上80時間未満労働することを常態とする場合	10
出産	出産予定日の属する月の2か月前の月の初日から出産日の属する月の2か月後の月の末日までの期間にある場合	8
疾病	16日以上入院の場合	20
	常時病臥がの状態である場合	20
	精神疾患である場合	16
	安静を要する場合	10
障害	身体障害者手帳2級以上, 療育手帳A, 精神障害者保健福祉手帳1級又は障害年金1級	20
	身体障害者手帳3級, 療育手帳B-1, 精神障害者保健福祉手帳2級若しくは3級又は障害年金2級	16
	療育手帳B-2又は身体障害者手帳4級以下	10
介護・看護	親族の入院に付き添う必要がある場合	20
	心身障害児(者)の介護をし, 又は通園, 通学等に付き添う場合	14
	親族の長期居宅療養等に係る介護をする必要がある場合	12
求職中	求職活動中である場合	4
職業訓練・就学	職業訓練施設に通っている場合	14
	職業施設訓練以外で, 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校等に通っている場合	12
その他	災害復旧のために保育できない場合	20
	死亡, 離婚(離婚調停中を含む。), 未婚, 行方不明又は拘禁により保護者がいない場合	20
	同表前項以外の場合で保護者がいない場合(単身赴任を除く。)	12
	育児休業中である場合	4